平成２２年（フ）第２号
大阪市北区西天満５丁目８番15号
破産者　株式会社オルタネート
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３号
和歌山県新宮市三輪崎1171番地の29
破産者　山谷めぐみ
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第４０号
福岡県八女市本町１番地の229
破産者　有限会社華ゆう
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２０年（フ）第４３５号
岐阜県羽島市舟橋町131番地の６
破産者　有限会社吉富建設興業
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６３８号
岐阜市下川手８番地１　サフィールⅡ103号室、開始決定時の住所岐阜市加納梅田町23番地　レオパレスホワイトヒルズ103号室
破産者　玉腰　康宏
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７７７号
滋賀県湖南市宮の森２丁目11番12号、前本店所在地滋賀県蒲生郡日野町大字奥之池565番地の28
破産者　わたむき開発株式会社
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７７８号
滋賀県湖南市宮の森２丁目11番12号、前本店所在地滋賀県蒲生郡日野町奥之池599番地の５
破産者　株式会社オカムラ
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３５号
京都府相楽郡南山城村大字田山小字割尾坂８番地１
破産者　株式会社北組
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２５号
広島県三原市城町２丁目４番１号
破産者　株式会社三原グランドパレス
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第３３７号
山形県尾花沢市大字尾花沢1613番地の１
破産者　有限会社牧野禅教材
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第９５７号
東京都福生市大字熊川1662番地フェニックス拝島116号室
破産者　橋本　陽子（旧姓早崎）
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２１４号
東京都青梅市日向和田２丁目300番地
破産者　北島良太郎
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７０５号
横浜市中区錦町17番地149マリンハイツ２号館
破産者　株式会社勝田運輸
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９号
福岡県筑後市大字熊野1464番地１
破産者　河野　茂実
1　決定年月日　平成22年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
横浜市鶴見区矢向５丁目12番７号
破産者　望月　良介
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１０号
神奈川県相模原市宮下本町３丁目39番16号矢掛館北棟102、開始決定時の住所神奈川県相模原市中央１丁目６番９号
破産者　齊藤　信雄
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３３９号
横浜市都筑区見花山40番12―301号、開始決定時の住所横浜市都筑区荏田南１丁目20番５―304号
破産者　藤田　孝行
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目６番１―415号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市中野町６番５―403号
破産者　田中　真一
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部